

紋別市津波避難計画の概要

紋別市総務部庶務課（危機対策担当）

紋別市津波避難計画の概要

第1章 総則

【目的】

本計画は、紋別市において発生が予想される津波災害に対し、市民の生命及び身体の安全を確保するため、津波による浸水の程度や避難に関する情報を事前に住民等に提供し、災害発生時の避難や普段からの備えの強化を促すことを目的とするための避難計画であります。

第2章 避難計画

【津波浸水予想地域】

- 渚滑地区（渚滑町 1～5 丁目、川向）
- 北浜地区（北浜町 1・3 丁目）
- 真砂地区（真砂町 4・5 丁目）
- 弁天地区（弁天町 1～3 丁目）
- 港町地区（港町 1～8 丁目）
- オンネナイ川左岸（本町 8 丁目）
- オンネナイ川右岸（南が丘町 1 丁目）
- 新港町地区（新港町 1～4 丁目）
- 港南地区（海洋公園）
- 元紋別地区（元紋別）
- 小向地区（小向市街から海側）
- 沼の上地区（沼の上（海側））

【津波浸水予測地域図】



※北海道発出「平成22年度津波シミュレーション及び被害想定調査業務（オホーツク海沿岸）参考」

紋別市津波避難計画の概要

第2章 避難計画

【津波到達予測（想定）】

本市では、北海道発出「平成22年度津波シミュレーション及び被害想定調査業務（オホーツク海沿岸）」に基づき、津波到達時間が最短となる『**紋別沖の地震（+20°）**』のモデルをベースに設定しました。※（+20°）とは断層の角度を示します。

【避難方法】

原則、徒歩とします。

【避難困難地域の把握】

- 津波到達予測時間
渚滑川河口から弁天岬まで ⇒ **22分**
紋別港からコムケ原生花園まで ⇒ **25分**
- 歩行速度
0.5m/秒（歩行困難者及び身体障害者などを考慮）
- 避難可能距離
渚滑川河口から弁天岬まで ⇒ **500m**
紋別港からコムケ原生花園まで ⇒ **600m**
- 地区別の避難路
地理院地図（電子国土web）を活用し設定

【避難経路の設定】

今後、自主防災組織や町内会等と経路の指定について協議

【津波災害時における指定緊急避難場所一覧】 ※津波避難対象地域に対しての避難先です。

津波避難先 ⇒ 潮見小学校、潮見中学校、紋別高等養護学校、渚滑市民センター、市民会館、紋別中学校、オホーツク交流センター、紋別高等学校、紋別運動公園、南丘小学校、小向小学校、沼の上生活改善センター

紋別市津波避難計画の概要

第3章 初動体制（職員の参集等）

【連絡・参集体制】

「紋別市地域防災計画」に基づく、**震災非常配備体制**とします。

- 勤務時間内における災害対応 ⇒ 市長の指示により関係部長に通知し、庁内放送により職員に周知
- 勤務時間外における参集 ⇒ 地震発生や津波警報時の覚知後、配備基準に基づき参集

【配備体制】

「紋別市地域防災計画」における配備体制を記載

【津波警報等伝達系統図】

「紋別市地域防災計画」における系統図を記載

【災害情報連絡系統図】

「紋別市地域防災計画」における系統図を記載

紋別市津波避難計画の概要

第4章 津波情報等の収集・伝達

【気象庁等から収集する情報】

- 津波に関する情報 ⇒ 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報、各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報、津波観測に関する情報、津波に関するその他の情報
- 津波警報等の発表基準と津波の高さ予想区分

	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報 (特別警報)	10m ~	10m超	巨大
	5m ~ 10m	10m	
	3m ~ 5m	5m	
津波警報	1m ~ 3m	3m	高い
津波注意報	20cm ~ 1m	1m	(表記しない)

- 海面監視による情報収集 ⇒ 気象庁が発表する潮位観測情報を活用

監視等位置	区分	実施機関
紋別市南が丘町 紋別特別地域気象観測所	海面監視	網走地方気象台

紋別市津波避難計画の概要

第5章 避難指示（緊急）の発令

【発令の判断基準】

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	避難対象区域
(緊急) 避難指示	1 大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域
	2 津波警報が発表された場合	
	3 津波注意報が発表された場合	海岸堤防等より海側の区域

【伝達方法】

<市民等への伝達情報>

手段	内容
テレビ	市のほか、全国、全道の気象情報や被災情報が放送されます。
ラジオ	FM（NHK 85.1メガヘルツ）では全国・全道の気象情報や被災情報が放送されます。
インターネット	市のホームページで災害情報などをお知らせいたします。 パソコンで「紋別市」と入力し検索してください。
携帯電話	携帯電話を活用し気象情報や避難などさまざまな災害情報を入手できます。
消防サイレン	市役所庁舎並びに元紋別、渚滑、小向、沼の上の消防団庁舎から津波警報サイレンを吹鳴します。 ※上渚滑の消防団庁舎については、必要に応じて吹鳴します。
その他	市職員及び消防による広報活動、緊急速報メール配信、登録制メール配信、町内会長への連絡、教育委員会から学校への連絡を実施します。

紋別市津波避難計画の概要

第5章 避難指示（緊急）の発令

【避難指示（緊急）の伝達文】

- 消防サイレン吹鳴時における伝達文例を記載

【避難指示（緊急）の解除】

- 津波警報等が解除された段階で、解除とします。

※浸水被害が発生した場合は、警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本とします。

第6章 津波防災教育及び啓発

【津波に対する教育・啓発】

- 津波に対する啓発 ⇒ 住民に対する啓発 ※津波避難時における注意事項を記載
- 津波に対する教育 ⇒ 学校等における防災教育の推進、自主防災組織の育成、住民参加による地区別の津波避難計画の策定

第7章 津波避難訓練の実施

【避難訓練の実施】

- 地域ぐるみの実施体制の確立
- 冬期訓練の検討

【避難訓練の内容】

- 時間経過に沿った訓練
- 災害図上訓練
- 情報伝達訓練

紋別市津波避難計画の概要

第8章 冬期間の対策

【交通障害対策等】

- 道路交通確保 ⇒ 緊急輸送路や避難路等の除雪体制を確立
※一般道路については、住民自らが自宅前の歩道除雪などに努めます。
- 雪崩対策 ⇒ 避難路の雪崩危険箇所を把握

【避難場所等の対策等】

- 電力の確保、避難生活環境の確保、救助・救出体制の強化

第9章 その他の留意点

【観光客、観光施設等の避難支援対策】

- 観光客等の避難対策 ⇒ F A Xにより情報提供
- 施設管理者等の避難対策 ⇒ 施設における津波避難マニュアル策定の推進

【避難行動要支援者の避難対策】

- 避難行動要支援者の現状把握に努め、避難支援者の安全確保を含めた避難対策を講じます。

【地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進】

- 自主防災組織の結成推進を行うことで、地域コミュニティの防災体制の充実を図ります。

第9章 その他の留意点

【船舶に係る避難対策】

- オホーツク海沿岸地震・津波・台風等対策連絡会発出「地震・津波等に対する船舶等対応表」を記載

【港湾における津波避難対策について】

- 津波避難対策の周知、啓発の流れ・・・市 ⇒ 施設管理者 ⇒ 施設利用者
- 港湾区域における避難の判断基準等 ⇒ 市津波避難の発令基準に沿って実施